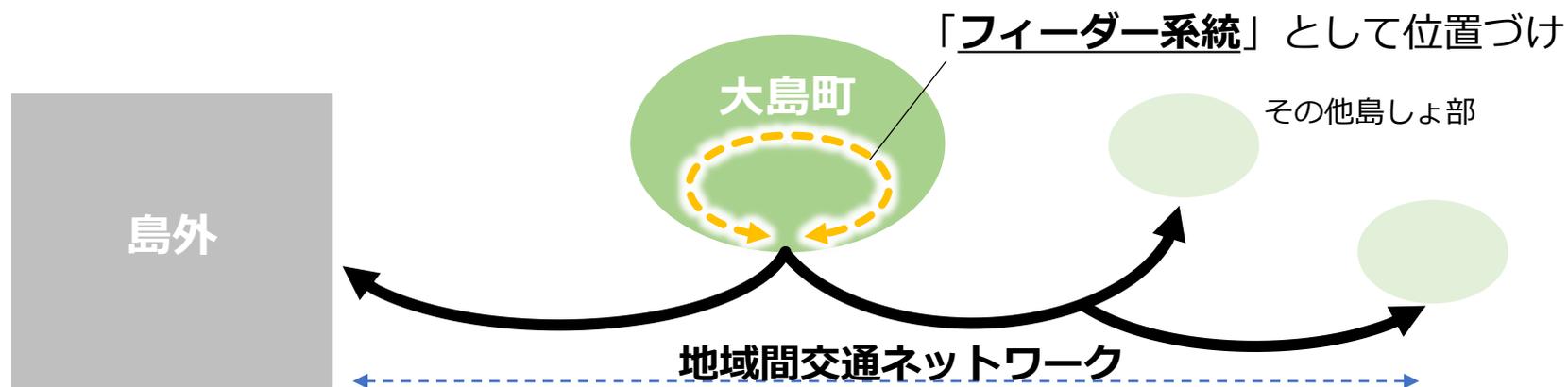


(1) 背景

- 全国的に、地域の移動手段について、高齢者の免許返納や交通不便地域の存在、財政負担の増加への対応などが課題
- また、地域の公共交通もコロナウイルス感染拡大による観光客をはじめとした利用客の減少という厳しい状況

- 令和2年11月に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正
- 改正と合わせるかたちで、地域公共交通計画の作成及び計画における補助系統の位置づけが補助要件化(**計画制度と補助制度の連動化**)
- 維持・確保にあたっては、複数市町村を結ぶ地域間交通ネットワークとしての航路に対して、大島町内の交通を「**フィーダー系統**」(支線・枝線)として位置づけることを想定



大島町の移動手段を持続的に維持・確保するため、地域の関係者で地域の移動に関する現状や課題、課題解決に向けた取組や具体的な施策、目標などを議論・共有する場として、**大島町地域公共交通活性化協議会**を設置

(2) 協議会の進め方

◆建付け

- 大島町（政策推進課）が事務局（東京都が運営をサポート）

◆開催方法

- 大島町役場でのオンサイト会議とWeb会議システムを利用したオンライン会議による
ハイブリッド形式での開催

◆根拠法令

- 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(第6条)に基づく「法定協議会」と道路運送法施行規則(第9条の3)に基づく「地域公共交通会議」を兼ねる会議として設置

◆その他

- 協議会の下部組織として、検討部会（行政、大島バス等）を設置。
実務的な検討を進める。

1. 地域公共交通計画策定に向けた手順

(3) 今後のスケジュール案

	スケジュール案
今回 R4年度	【第1回】 3月28日 : 協議会立上げ 計画策定に向けた手順、計画の構成案、町の現状と課題
R5年度	【第2回】 6月ごろ : 計画の基本的方針、目標、施策
	【第3回】 9月ごろ : 計画 (素案)
	【第4回】 12月ごろ : 計画 (案)
	パブコメ実施 (1月ごろ)
	【第5回】 3月ごろ : パブコメ反映、計画取りまとめ
R6年度	【第6回】 6月ごろ : 計画認定・国庫補助金交付申請